

「新潟市における日本語を母語としない 児童・生徒の（日本語）学習支援の現状について」

*The learning support system for non-native Japanese speakers
at primary schools and junior-high schools in Niigata City.*

佐々木 香織*

1. 本稿の目的

本稿では、文部科学省の「日本語指導が必要な外国人児童・生徒の受入れ状況等に関する調査（平成19年度）」の結果¹を概観しつつ、新潟市の公立小・中学校における日本語を母語としない児童・生徒への（日本語）学習支援の現状を明らかにする。これにより、新潟も含め、非日本語母語話者が必ずしも集住していない地域の問題点を明らかにし、教育現場や行政に対して、より効果的な支援体制を提言するための足がかりとしたい。ここでいう支援体制は、国籍や母語を問わず、地域での共生を可能にするために必要な教育上の支援を受けられる公的制度と指す。将来的には、地域の学校で学習者が母語でも学べることも視野に入れた、児童・生徒の学校における学習や生活、人格形成など、教育全般の支援を指す。ただし、現実即して本稿では主に「日本語学習支援」の面を扱うことになるが、次節で述べる通り、筆者の関心は、「日本語学習」のみの支援にあるわけではない。

2. はじめに：なぜ（日本語）学習支援か

日本語を母語としない主に日系南米人、いわゆるニューカマーの子どもたちの教育問題が指摘されるようになって久しい。しかし、大規模な集住地域がない地域では、まだ一般に馴染みがない、あるいは見えにくい問題かもしれない。

実際、平成19（2007）年度の文部科学省の統計¹によれば、公立学校に在籍する外国人児童生徒数は約7万3千人で、全公立学校の児童・生徒数のわずか0.5%に過ぎない²。しかも、「日本語指導が必要な外国人児童生徒」は約2万5千人であり、その割合は平成18（2006）年度の調査に比べ13.4%増だとはいえ、公立学校的全児童生徒数²わずか0.2%に満たない。（「日本語指導が必要な日本国籍を有する児童・生徒」4,383人を含めても0.2%程度である。）ただし、あくまでも「統計上」の数字である。

しかし、少数とはいえ、すべての子どもには国籍の有無やその母語を問わず教育を受ける権利がある。少数者に不利益にならないような教育制度を整えることこそ「先進国」としての責務であろう³。

日本語を学ばなければ初等教育にさえアクセスできない現状は、明らかに日本語を母語としない児

¹ http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/08/08073011/001.htm 文部科学省：「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成19年度）」の結果について」より。

また、本統計によると、これらの児童生徒の母語は、ポルトガル語（40.2%）、中国語（19.9%）、スペイン語（13.5%）の3言語で全体の7割以上を占めるという（ただし%は、統計の実数から筆者が算出）。さらに「日本国籍を有する日本語指導が必要な児童生徒」数は4,383人となっており、前年度と比較して13.3%増だという。

² http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/08010901/index.htm 文部科学省：「平成19年度学校基本調査」の「1. 学校調査」によれば、平成19年度公立学校（小中高校・中等学校・特別支援学校の児童生徒数の合計は約1,427万8千人であった。

³ 国連の人種差別撤廃委員会の「最終見解」における勧告第16条「……また、日本の公立学校においてマイノリティの言語での教育へのアクセスを確保するよう勧告する。」に対し、日本政府は平成19年8月現在、「マイノリティ言語を使用する子どもに対して、希望する場合には公立の小・中学校に受け入れ、日本人と同一の教育を受ける機会を提供しており、その際子どもたちが円滑に日本の教育を受けられるようにするとの観点から、日本語指導、教師による支援、さらには彼らの母語（マイノリティ言語）を話せる者による支援等、マイノリティ言語を使用する子どもたちに最大限の配慮をしている。」とのフォローアップをしている。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/pdfs/sabetsu.pdf>

童・生徒への負担が、不当に大きい。佐久間（2006, pp.137-175）は、外国人児童・生徒に対する自治体行政に見られる公平性の欠如を様々な面から指摘し、こうした児童・生徒の母語による教育環境の整備に無関心な現状は、日本の教育制度の歴史、いわゆるオールドカマーである主に在日朝鮮・韓国人の教育問題に対する対応の歴史（「権利としての教育」ではなく、「恩恵としての教育」観）と密接な関係があるとの指摘もしている（同上 pp.177-207）。多くの教育現場で児童・生徒の母語による教育の必要性を認められながらも、十分整備されてこなかった背景には、暗黙のうちに「日本の学校は日本人のためにあり、国語である日本語を学んで当然だ」という前提があるものと考えられる。そして小野原（2007, P226）が指摘するように「言語政策の立案にあたっては、政治家や経済人といった社会的強者の思惑の方が、純粹で理論的な提言より重視される」ことが往々にあり、「まずは日本語を」という前提も、新たな職場を確保したい日本語教育関係者の都合とも無関係ではなかっただろう。（筆者自身、そのおかげで仕事を得ているのだから、偉そうなことは言えないのだが。）

しかし、こうした教育観は、グローバル化の中で成り立ちにくくなってきている。そもそも日本が単一民族で、単一言語国家である、というのは、幻想にすぎないし、国境を越える「移動」は、今後ますます盛んになるだろう。「母語とは何か」や、「第2言語をどう扱うか」などを再考しつつ、子どもの全人的な発達を考慮した、「移動」を前提とした教育の枠組みを考える重要性は、石井（2008）や大平（2001）が指摘するとおりである。

したがって、ここでは、現行の公立学校における「日本語指導」は、児童・生徒の母語による教育環境の不備に対する次善の策、補助的な支援策であるという立場をあえて示したい。本稿のタイトルに（日本語）学習支援としたのは、そのためである。

国連の人種差別撤廃委員会は「最終見解」（第16条）において、「日本の公立学校においてマイノリティの言語での教育へのアクセスを確保するよう」勧告している。在日朝鮮・韓国人の母語や母文化に対してとってきた態度を考えれば当然であろう。にもかかわらず、政府は「多く国でもマイノリティ言語によって全ての公教育が行われているわけではない」から、「日本の公教育は人種差別的でない」という見解を示している³。

日本の学校教育におけるもう1つのマイノリティとも言える特別支援学校の児童・生徒の教育も、ノーマライゼーションの考えの普及とともに改善が進んできたのは、ごく最近のことである⁴。いわゆるニューカマーの教育の権利が確立するまでには、まだ時間がかかるかもしれない⁵。しかし、はじめから「日本語指導」のみに目標を絞ることは、多文化主義を後退させかねない。すでにいくつかの自治体では、各学校へ児童・生徒の母語がわかる支援者を派遣したり、教科書の翻訳を作成したりしている。こうした支援をさらに拡充していく基盤として、「日本語指導」に特化しない支援体制作りのあり方について議論を深める必要がある。それには、まずは見えにくい実態を把握していくことが重要である。

3. 外国人非集住地域における問題

先にあげた数字は、いずれも公立校のみの統計であり、私立学校や各種学校（民間の日本語学校な

⁴ ちなみに http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/08010901/001/001/005.htm によれば、特別支援学校（公立）の在学者数は10万8千人で、教員数（本務者）は6万7千人を擁している。

⁵ 仲（2007）によれば、「北九州市経済文化局国際交流部」の外国籍市民への子どもの教育上の悩みに関するアンケート結果で1位に挙げられたのは、「母国語や文化が教えられない」というもので、約30%（「日本語ができない」は約3%）を占めたことを受け、「外国籍児童生徒に対して、日本語教育が盛んに行われている一方、外国人児童生徒の母語保持教育はあまり普及しているとはいいがたい」（p.237）と述べている。

ど)、不就学児童・生徒も含めれば、教育へのアクセスが十分でなかったり、経済的に困難だったりする児童・生徒の数は、この限りではない。また、先の統計において「日本語指導が必要な外国人児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒及び日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒を指す。」とある。しかし、学習活動の参加に支障が生じていないように見える、「おとなしい」児童・生徒や、学習言語の不足ではなく、単にもともと学力不足だとみなされる児童・生徒は、この数に含まれない可能性もある。日本語のレベルが把握しきれていないケースは、かなりあると思われる⁶。

日本に長期滞在、または定住する日本語を母語としない年少者の問題が本格的に議論されるようになったのは、1990年代以降である。それは特に外国人（主に南米出身の日系人）集住地域における教育問題や不就学の問題によって注目されるようになった。そのため集住地域の取り組みに関する報告は数多くなされている。しかし、先の統計からもわかるように、「日本語指導が必要な外国人児童・生徒」の居住する市町村は、全市町村の約48%にあたる851⁷に及ぶが、その約半数にあたる424市町村の在籍数は5人未満なのである。30人以上もいるような市町村は全体の約20%（175）で、むしろ少数派といえる⁸。また同児童・生徒が在籍する公立学校は全公立学校の約16%、5,877校⁹に及ぶが、このうちの64%の学校には、1人か2人しか在籍していないのである。つまり、平均すると日本の公立学校10校中、それぞれ1人か2人の「日本語指導が必要な外国人児童生徒」が在籍する学校が1つあるということになる。ちなみに新潟県には公立学校が、中等学校5校、特別支援学校27校を含めて961校あるが、このうち中等学校、特別支援学校を除く75校に116人在籍しているという¹⁰。つまり、県内の約8%の学校に1人か2人の「日本語指導が必要な外国人児童生徒」がいる計算になり、全国平均よりさらに密度が低いことがわかる。ただし、この116人以外にも、「日本語指導が必要な日本国籍を有する児童生徒」が含まれる可能性があり（先に述べたようにその数は全国で4,383人だが、都道府県別内訳は不明）、日本語指導が必要だとみなされなかった児童生徒も含めると、実際に日本語指導が必要な児童生徒はこれより多い。

このように当事者が学校に少数（多くの場合一人）しかおらず、しかも「日本語がわからない」「子ども」で、（場合によってはその保護者も）日本語での意思表示が十分できなければ、その声は届きに

⁶ 川上（2006, p. 18, p. 38）は「日本語指導が必要な児童・生徒」を決める基準自体があいまいであると指摘している。また川上（2006第3章 pp. 38-52）は、日本語を母語としない児童・生徒の日本語の能力を把握する方法として、子どもの発達段階に応じた「JSLバンドスケール」を設定した。

⁷ Wikipediaによると、2009年1月1日現在の市町村数は1,781である。<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%85%A8%E5%9B%BD%E5%B8%82%E7%94%BA%E6%9D%91%E4%B8%80%E8%A6%A7>

⁸ http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/08/08073011/001.htm 文部科学省：「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成19年度）」の結果について」の図5によれば、851の市町村のうち、日本語指導が必要な児童生徒の在籍数が30人以上の自治体（市町村）は、全体の約20%で175あるが、約半数にあたる424市町村の在籍数は5人未満である。

⁹ http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/08010901/001.htm 文部科学省：平成19年度学校調査より。公立の小学校は22,420校、中学校数は10,150校、高等学校数は3,976校、公立中等学校17校、特別支援学校954校で、計37,517校である（国立、私立は含まず）。したがって、日本語指導が必要な児童・生徒のいる学校5,877校の全公立学校に対する割合は、約16%である。（特このうち、一人か二人いる学校数は約3,700だから全公立学校の約10%にあたる。

¹⁰ http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/08/08073011/001/001.htm 文部科学省：「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況」参考①日本語指導が必要な児童生徒数（都道府県別）によると新潟県には116人（小学生85、45校、中学生29人、28校、高校生2人、2校）在籍している。

また、<http://www.pref.niigata.lg.jp/tokei/1192120247794.html> 新潟県：「平成19年度 学校基本調査（新潟県）」によると、新潟県の公立学校には、小学生133,691人（小学校568校）、中学生70,467人（中学校247校）、高校生69,865人（高校114校（通信制除く））中等学校生1,388人（中等学校5校）特別支援学校生1,875人（特別支援学校27校）、全公立学校児童生徒数=277,286人（中等、特別を除くと274,023人）、全公立学校数961校（中等、特別を除くと929校）の在籍がある。これらの数字から計算すると、県内全児童生徒数に対する日本語指導が必要な外国人児童生徒の割合は、わずかに0.04%である。

くい。つまり、問題が顕在化しにくいのである。しかも継続してそのような児童・生徒が在籍するとは限らないため、1回限りの特殊な例として、いつの間にか忘れられてしまいかねない。つまり、経験の蓄積が困難で、そのため対策を講じるのに十分な情報が得にくい、という問題をかかえている。さらに外国籍あるいは外国にルーツがあることを隠そうとする風潮が一部で残っており、特別視を避けたいがために、あえて積極的に支援を求めないケースもあると聞く。少数というより、多くの場合「孤立」状況にあると言える。支援する側も、受ける側も情報の収集が難しく、毎回新しいケースとして1からスタートしなければならず、効率のいい支援ができていない現状がある。

その上、少数の「外国人」のための教育予算には、限りがある。忘れた頃に1人、2人と転入してくるこのような児童・生徒のために、日本語指導だけでなく、教育権そのものの確保を限られた予算内で、どのように行ったら効果的で合理的かは、地域の実情に即して考えていかなければならないだろう。この点で、深澤他(2008)のように、外国人「散在地域」に注目することは非常に重要だといえる¹¹。日本語を母語としない児童生徒の教育を担う自治体の多くは、必ずしも外国人集住地域ではない。したがって、非集住地域である新潟の現状や課題は、より多くの自治体とも共有可能である。今後はさらに地域の実情にあわせた現実的な支援体制を考えていくことが必要になるだろう。

4. 新潟市における現状

4-1. 新潟市の日本語指導協力者派遣事業¹²の概要

平成20年度、新潟市の公立小中学校約20校に「日本語指導が必要な児童・生徒」が少なくとも40名以上在籍しており、新潟市教育委員会では、このうち約30名の児童・生徒について、日本語指導協力者(11名。うち一人は中国語を母語とする者)を派遣した。この事業は10年ほど前(1996年)から始まったと聞く。新潟市の教育ビジョン¹³の基本施策3「世界と共に生きる力の育成」の中の第6項「海外帰国子女教育・外国人児童生徒への教育の推進」に位置づけられている。それによれば、帰国子女、外国人児童生徒の学校生活への適応性の促進や日本語指導を行うとともに、それらの子どものもつ知識や経験を生かす教育をすすめること、及び日本語指導が必要な外国人児童などに、日本語指導協力者による個別指導を行い、日本語使用能力や日本での生活への適応力を高めることが、その内容として記されている^{13 p.33}。また、施策の目標として、日本語指導協力者の指導によって日常会話ができるようになった子どもの割合を平成21年度までに50%にすることがあげられている^{13 p.34}。これは、新潟市の単独事業で、平成20年度の事業費は178万5千円である¹⁴。

平成20(2008)年度、新潟市の各小中学校から教育委員会への派遣要請は約40件あった。このうち2校から要請のあった10数件については、新潟県からの教員加配があったため、また、他の数名については、日本語のレベルが相対的に高いため、指導協力者の派遣は行われなかった。平成20年度は、約20校に在籍する約30名の児童・生徒について、協力者の派遣があった。児童・生徒を母語別に見ると、中国語母語話者(多くが日本語国籍で日本名を名乗っている)が約60%を占め、インドネシア

¹¹ 実は富山県には302人の「日本語指導が必要な外国人児童生徒」が在籍しており、北陸3県(新潟富山石川)の中では突出している。この数字は、富山県内の公立学校在籍児童生徒数の合計120,334人に対して、約0.2%にあたり、全国平均とはほぼおなじである。

¹² <http://www.city.niigata.jp/info/gakusi/sesaku/kokusai/kokusai.htm#s8> 新潟市教育委員会学校支援課：世界と共に生きる力の育成 (5)海外帰国子女教育・外国人児童生徒への教育推進「日本語指導協力者派遣事情」

¹³ http://www.city.niigata.jp/info/kyoiku_somu/bijon/visionzenki/zenkikeikaku.pdf 新潟市教育ビジョン 前期実施計画(平成19～21年度)

¹⁴ http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/siryo2,3.pdf 新潟県：(県内の)「市町村の2008年度の国際交流関係事業」より

語、ウルドゥー語が各10%弱、バングラディッシュ語、ネパール語がそれぞれ若干名とその他となっている。

協力者の派遣は、1回2時間として、おおむね15回から25回で、派遣回数は新規か継続かによって、または日本語のレベルによって決まる。1回2時間が基本であるが、1回1時間にして、より多くの回数に分けて指導することも可能である。たとえば上限(1回2時間25回)の場合、1回1時間50回にすることができる。その場合、週に2回行くと、およそ半年で終了することになる。確かに半年ほど日本語環境で生活すれば、多くの年少者は、日常的な日本語は、場面の助けがあれば、かなり聞いて理解できるようになる。しかし、発話は十分とはいえないし、読み書きは、個人差もあるが、学年相当の教科書を十分理解するのは、至難の業である。多くの場合、次年度も継続派遣を希望されることが多いが、予算の関係で、その全てに応えることは不可能な状況である。先に見たように文部科学省の調査における「日本語指導が必要な児童生徒」の定義は、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒及び日常会話ができても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じて」いる者を指していたが、新潟市の現状では、特に「学年相当の学習言語が不足」しているケースについては、十分な日本語指導がなされていないといえる¹⁵。

4-2. 日本語指導協力者派遣事業に対する派遣校からの評価

平成19年度に日本語指導協力者が派遣された学校(30校)を対象に、新潟市教育委員会が行ったアンケートの結果を要約して以下の表にまとめる。これによれば、日本語のレベルは向上したものの、学習に支障がないレベルまで到達するのは難しいということがわかる。先に述べたように、現行の制度では、教科学習に支障のないレベルまでの日本語指導はできていない、ということが、アンケートからも伺える。

日本語レベル	1→1.5	1→2	2→2.5	2→3
学校生活への適応状況	まだ支障あり	まだ支障あり	あまり支障ない	あまり支障ない
回答数	3	9	13	5

日本語レベル	1=日常会話ができない 2=日常会話ができるが教科指導に支障がある 3=机間巡視時に指導を要する程度
--------	--

なお「1.5」及び「2.5」は同一レベル内での向上が見られたことを示すため、筆者が便宜上設けた。

このアンケートで寄せられた学校からの要望としては、派遣回数の増加及び派遣の継続がほとんどで、該当生徒の母語がわかる人の派遣の要望もあった。また、担任と指導協力員との連携のための時間がとれないとの指摘もあった。指導協力員によるカウンセリング効果を評価するコメントも見られた。

4-3. 教員加配による日本語指導が必要な児童・生徒への対応例

日本語指導が必要な児童・生徒に対応するため、平成20年度は新潟市では2つの小学校へ、各1名

¹⁵ http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/08/08073011/001/001.htm 文部科学省：「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況」(3)日本語指導を受けている児童生徒数によれば、日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、実際に指導を受けているのは83.5%で、前年に比べ2.1%減少しているという。

の教員の加配があった。筆者は平成20年(2008年)12月に、このうちの1校の担当教諭を訪ね、話を伺う機会を得た。

加配教員は、日本語教育の経験者でなく、単に県から当該校へ教諭が1人増員されるということである。この学校では、加配された教諭が日本語クラスを担当するだけでなく、もともと同校に勤務していた教諭が日本語クラスの担当となったそうである。日本語クラス以外に、他教科の授業も担当しているという。それでも通年で1人の児童がおおむね1日1時間(45分)は日本語指導を受けられるよう時間割が組まれており、指導協力者の派遣時間数に比べ圧倒的に恵まれているといえる。また1クラスは、学年と日本語のレベルに近い2、3人から構成されている。この点も、主に1対1の取り出し式で行われることが多い指導協力者の日本語指導との大きな違いである。年少学習者にとって、共に学ぶ友達がいるということは大変な励みとなる。また、担当者が常勤であるため、クラス担任との連絡が取りやすいという利点もある。実際、必要に応じて日本語以外にも他教科の学習をすることあるという。

この教諭の話では、個人差はあるが、1年で日常会話やひらがな、カタカナは学習できても、やはり各教科の学習言語を習得するには十分とは言えないという。特に高学年になって来日した児童は、学年相当の教科書の言葉は難しく、教科学習に支障がないレベルになるには、到底1年では足りないという。高学年の国語、社会などの、教科書を読むこと自体が大変な教科については、それぞれの母語の翻訳版が利用できるように教材をそろえてほしいとのことであった。いくつかの教科書の翻訳が利用できるようになってはきた¹⁶が、まだ全ての教科について十分そろっていないし、その存在が現場に知られていないのが現状である。現在は担当教諭が日本人の児童用のドリルや英会話教材のカードなどを利用して、様々な工夫をしつつ日本語指導と学習支援を行っている。しかし、学年が上がるにつれて、日本語を母語とする児童向けのドリルなどは、漢字表記が増加し、話し言葉とは異なる語彙が多く出てくるため、日本人と同じ教材を使うことはより困難になる。担当教諭の話から、特に中・高学年が母語でも読めるような国語や社会科の教科書の翻訳版や母語の問題集は有用性が高いといえる。

また、この加配措置は年度ごとに決まるということで、12月時点では、次年度に加配があるかどうかは未定だった。また加配があったとしても、人事異動などで、同じ教諭が担当できるかも定かでは

¹⁶ http://www.je-kaleidoscope.jp/index_ja.html 「中学校社会科用 文部科学省検定済教科書 多言語翻訳サイト」に一部翻訳がある。

また <http://www.pref.saitama.lg.jp/A20/BP00/kokusai/4kakoku/4-menu.html> 埼玉県：「帰国・外国人児童生徒への教育充実サポート事業について」のページから、いくつかの小学校国語教科書の翻訳(英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語)が利用できる。

さらに算数については <http://www.keins.city.kawasaki.jp/content/taiyaku/taiyaku.htm> 川崎市：「算数六ヶ国語対訳集」が利用できる。

また、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm#a08 文部科学省：「帰国・外国人児童生徒教育等に関して文部科学省が行っている施策に関する情報」によると、平成13年度から文部科学省では日本語指導が必要な外国人児童生徒を学校生活に速やかに適応させるために、日本語の初期指導から教科指導の段階へつながる「JSLカリキュラム」の開発を行っており、平成15年度には、その以下のサイトに最終報告がまとめられた。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/008.htm 文部科学省：「学校教育におけるJSLカリキュラムの開発について」(最終報告)小学校編。

また、中学校については、平成19年度に国語、社会、数学、理科、英語の5教科についてまとめられた。http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/011.htm 同：「学校教育におけるJSLカリキュラム(中学校編)ただし、指導案をそのまま日本語のクラスで利用するのは難しいと思われる。また、その母語や媒介言語がわからない教師が、日本語をほとんど理解できない児童生徒を相手に、すぐ利用できる教科学習用の教材開発はまだ緒についたばかりといえる。

¹⁷ http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf 総務省：多文化共生の推進に関する研究会報告書(2006年3月)

ないという。1年で教科学習に支障がない程度に日本語を習得することは明らかに困難であることから、より長期的な視野で計画を立て、指導が実践できるような体制が望まれる。

5. おわりに

以上、文部科学省の統計を概観し、新潟市の現状を見てきた。一方的な同化を求める論調から、「多文化共生」を意識した方針が示されるようになったこと¹⁷は歓迎すべきことである。新潟市の教育ビジョン¹⁸にも、「学校生活への適応性の促進や日本語指導を行うとともに、それらの子どものもつ知識や経験を生かす教育をすすめること」と明確に示されている。しかし、日本語指導についても現状では十分とは言えず、ましてや日本語を母語としない児童生徒がもともと持っている知識や経験を生かした教育をすすめる余裕は現場には見られない。このビジョンを単なる「お題目」にしないためにも、学習者の母語がわかる人材の派遣や、翻訳教材の充実を図る必要があるだろう。日本語ができるようになってから教科学習を、というのであれば、教科学習に支障がないところまで日本語指導ができる体制を整えるべきだ。また、日本語は生活するのに最低限でいいとするなら、各教科を学習者の母語で学べるような体制にしなければならないだろう。いずれにせよ、時間と予算が必要である。

新潟市は、外国人非集住地域であり、1校に日本語指導が必要な児童生徒が集中することはあまりない。だからこそ、外国人児童生徒サポートセンターのような機関、つまり日本語指導や母語による学習支援者の派遣をコーディネートしたり、各種教材の準備や、担任や保護者の相談に応じたりする常勤の専門家が所属する機関が必要であると思われる。特別支援教育サポートセンターの日本語非母語話者版のようなものである。その際、新潟市の近隣市町村についても調査し、新潟市のように非集住型の自治体があれば、共同でこの問題に取り組むことも支援の効率を上げるのに、役立つだろう。

新潟市の学校制度(1日の流れや年間行事)の紹介、就学資金援助制度、日本語指導協力者派遣制度や、転入学年を柔軟に決めるなどの措置などの情報は、転入してくる児童生徒、保護者のみならず、現場の教員にも必要である。教育委員会の学校教育関係のサイトやお知らせ類の多言語版を早急に用意する必要がある。日本語がわからない人もわかる人もともに快適に暮らせる社会を目指す、言語面でのノーマライゼーションがさらに推進されることを期待したい。

6. 謝辞

本稿を執筆するに当たり、日本語指導協力者派遣事業に関する資料収集では、新潟市教育委員会学校支援課の竹之内佳子指導主事に大変お世話になった。また新潟市立松浜小学校の南教諭には、ご多忙にもかかわらず、日本語クラスでの取り組みについて、快く取材に応じていただいた。両先生に心から感謝の意を表したい。

参考文献

- 石井恵理子 (2008) 「これからの日本語教育」, 西原鈴子・西郡仁朗編『講座社会言語科学 4 教育・学習』(ひつじ書房) pp. 60-83
- 大平未央子 (2001) 「ネイティブスピーカー再考」野呂香代子・山下仁(編)『「正しさ」への問い 批判的社会言語学への試み』(三元社) pp. 85-110
- 小野原信善 (2007) 「第12章 香川県の言語景観」河原俊昭・野山広編『外国人住民への言語サービス』(2007) (明石書店) pp. 206-229

- 川上郁雄編（2006）『「移動する子どもたち」と日本語教育—日本語を母語としない子どもへのことばの教育を考える』（明石書店）
- 佐久間孝正（2006）『外国人の子どもの不就学—異文化に開かれた教育とは』（勁草書房）
- 仲潔（2007）「第13章 北九州市の言語教育サービス」河原俊昭・野山広編『外国人住民への言語サービス』（2007）（明石書店） pp. 230-246
- 深澤のぞみ・山崎けい子・中河和子・田上栄子（2008）「外国人散在地域における外国籍年少者支援の枠組み構築のために—子どもラサ活動報告」
http://www.dia-net.ne.jp/~tapukuma/myself/paper/kodomolasa_report2008.pdf